

様式 4

抽 出 事 案 説 明 書

部局名 企業局

担当課（事務所）名 電気課

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	琴川第三発電所 配電線連系化工事（継続）
契約番号	企・電気課-23-0031
工事概要	高圧連系盤設置（機械基礎含む） 1 式 単独運転検出装置設置 1 式 連系用主要変圧器設置 1 式 高圧気中開閉器設置 1 式 高圧避雷器設置 1 式 パルス変換器設置 1 式 収納箱設置 1 式 既設配線撤去 1 式 配線・配管設置 1 式 防護柵撤去及び設置 1 式 配電線連系化に伴う既設制御盤改造 1 式 予定価格 93,819,000円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地：県内 ○競争入札参加資格：電気工事業 A（特定建設業許可を要する） ○企業の施工実績：4千万円以上の電気工事。ただし、元請として請負い平成20年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格：監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者。

入札参加資格設定の経緯及び理由	・ 予定価格が5千万円以上1億円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式簡易型（事後審査）」での一般競争入札とした。 ・ 本店所在地は、予定価格が1千万円以上であることから県内全域とした。 ・ 参加資格は、予定価格が8千万円以上であることから電気工事業A（特定建設業許可を要する）とした。 ・ 企業の施工実績は、予定価格の5割程度である請負金額4千万円以上の電気工事とした。 ・ 配置予定技術者の資格は、予定価格が8千万円以上であることから求めることとした。 ・ 配置予定技術者の施工実績は、予定価格が3億円未満であることから求めないこととした。
入札参加業者数	応札可能業者 31者 参加業者 1者、応札業者 1者
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明 (入札経過（結果）の添付)	応札業者は1者であり、当該応札業者は入札参加資格の条件を満たしているため、落札者とした。 落札率 99.66%

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No.1

工事場所 山梨県山梨市牧丘町袖口地内

(標準タイプ)

工事名 琴川第三発電所 配電線連系化工事 (継続)

予定価格:93,819,000円

資格有り・資格無し の別	業 者 名	所 在 地	総合評定値 又は 総合数値	同 種 工 事 の 施 工 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験	左 記 以 外 の 入 札 公 告 で 示 した 規 定 に 対 する 判 定
有	1 (株) カナマル	北杜市	1,179	A	A	A

入札経過 (結果)

入札関連情報

[一覧選択に戻る](#)

ヒント

契約番号(工事番号) 企・電気課-23-0031
 入札結果決定日時 令和 6年 1月19日 10時 7分
 工事名称 琴川第三発電所 配電線連系化工事(継続)
 履行場所 山梨市 牧丘町袖口 地内
 履行期間 令和 6年 1月25日-令和 7年 3月14日
 予定価格(税込み) 93,819,000 円
 入札書比較価格(税抜き) 85,290,000 円
 低入札調査基準価格(税抜き) 76,969,452 円
 入札方式 総合評価一般競争入札
 入札結果 落札決定
 落札業者名 (株)カナマル
 決定額(税込み) 落札された入札価格+消費税(契約後に契約内容で公表)
 選定理由等 予定価格積算内訳(公表用設計書)(2023003158690002file101.lzh)
 審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa_23-0031.pdf)
 評価調書(hyouka_23-0031.pdf)

No.	入札業者名	第 1 回入札	
1	(株)カナマル	85,000,000 円	

備考

<注意事項>

- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- ・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)

[質問一覧へ](#)

技術評価資料作成要領(簡易型)

対象工事は、総合評価落札方式により実施する工事のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上間違えのないように作成すること。

1 企業の技術力について

(1) 施工計画

評価対象項目(提出様式)	評価基準	評価点
1 安全管理に係わる項目 (技術評価様式5-1)	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	現場条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
2 ○○○に係わる項目 (技術評価様式5-2)	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	現場条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点
3 資格 (技術評価様式3)	1級土木施工管理技士等又は同等以上の資格を有する者 ※1	4
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
4 同種工事の施工実績 (技術評価様式3) ＜注1＞	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1
	その他	0
5 優良工事技術者表彰 (資料提出不要) ＜注1＞	表彰の実績 あり	1
	表彰の実績 なし	0
6 当該工種での工事成績評 定点の平均点 (資料提出不要) ＜注1＞	80点以上	3
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満又は、成績実績なし	0
7 継続教育(OPD)の取組状況 (技術評価様式13)＜注1＞	取組状況が優良	1
	取組なし又は取組状況が上記未満	0

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

※1 同等以上の資格とは、当該工事(業種)の監理技術者となることができる国家資格のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3]

- 1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度ー近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。

- 3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- 4) <注1>に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事が無い場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。
- 5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書:指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付すること。
- 7) 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 8) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 9) 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 10) 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、入札参加資格を失格とするので、注意すること。
(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(2)ー2配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点
8 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2
	その他	0
9 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4
	当該工種について適切に理解している	2
	その他	0
10 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2
	その他	0

* ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

* 入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。

* 入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。

この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(3)ー1企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点
8 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1>	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1
	その他	0
9 工事成績 当該工種での工事成績評 定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	80点以上(算出対象工事が複数件)	4
	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3
	77点以上80点未満	2
	72点以上77点未満	1
	72点未満(成績実績なし)	0
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2

10 優良工事表彰等 (資料提出不要) <注1>	特別表彰 あり	3
	表彰 あり (特別表彰との重複はしない)	2
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない) ※<注1>個別事項1	1
	上記以外	0
11 事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) <注1>	指名停止(3ヶ月以上)	-4
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2
	指名停止(1ヶ月未満)	-1
	なし	0
12 ISO認証取得状況 (技術評価様式9) <注1>	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。 (「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

(3)ー2企業の施工技術

評価項目	評価基準	評価点
13 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27) <注1>	活用 あり	1
	活用 なし	0

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

[技術評価様式27] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

2 企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点
1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)＜注1＞	実績あり	3
	実績なし	0
2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)＜注1＞	実績あり	1
	実績なし	0
3 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1
	その他	0
3-1 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1
	その他	0

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式4]※公告に添付された様式を使用すること。

技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点
4 災害協定等の締結 (技術評価様式11)＜注1＞ ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2
	協定の締結なし	0
4-1 災害協定等の締結 (技術評価様式11)＜注1＞ ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ——((一社)山梨県建設業協会)の締結あり	2
	②上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定 ——の締結あり	1
	③対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0
5 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)＜注1＞	協定の締結あり	1
	協定の締結なし	0
6 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11-1)＜注1＞	協定の締結あり	1
	協定の締結なし	0
7 土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 (技術評価様式11)＜注1＞	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
8 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)＜注1＞	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
9 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)＜注1＞	実績あり	1
	実績なし	0
10 その他の地域貢献(注1) (地域農業参入実績) (技術評価様式17) (廃棄物の自県内処分) (技術評価様式19) (CO2吸収認証制度実績) (技術評価様式20)	提案ありまたは実績あり	1
	提案なしまたは実績なし	0

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の注)を参照のこと。

(3)－1 企業の取り組み

1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1
	上記以外	0
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2
	登録 なし	0
3 新規雇用の実績 (技術評価様式28) 12) <注1>	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績 あり	1
	実績 なし	0

- 1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。
国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。
国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。
- 2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。
また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。
- 3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入社参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。
- 5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。
- 6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。
- 7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。
また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。
(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)
- 8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。
- 9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。
従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。
- 10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)＋許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。
- 12) 「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。
 - ①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者(職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。)を3年(卒業月または修了月の翌月から3年)以内に採用していること。
 - ②①で採用した対象者を入社参加締切日の時点で継続して雇用していること。
 - ③当該対象者に係る採用日から入社参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。
 ※当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術職だけでなく、事務職も含む。

3 その他

- ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。
- イ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に表示された事項を十分に確認してから提出すること。
- ウ 技術評価資料については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料(会社名)」とする)
その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。
- エ 入札時の提出書類(「公告文>公告個別事項>提出書類>1 参加申請時」に示すもの)についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績 (企業)	請負金額9千万円以上の電気工事の施工実績 但し、元請けとして請負い平成20年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成20年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。 ※個別事項2を参照
1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合)優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-6 工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照
1-7 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項3を参照
1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照
1-11 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	公告日を含む過去1年間の期間

1-12 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	公告日時点
1-13 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1 近隣地域での施工実績(企業) 2-2 近隣地域での施工実績(配置予定技術者)	峡東建設事務所管内における電気工事の施工実績	平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日まで完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-3 本店所在地	・山梨市内に本店を有する企業を「2点」 ・峡東建設事務所管内に本店を有する企業を「1点」評価する	
2-4 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く。	入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-5 災害時の広域応援業務に関する協定の締結(広域応援)	災害時の広域応援業務に関する協定の有無 (県主整備部・林政部)	入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-6 家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結(防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の有無 (農政部のみ)	入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-7 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については入札参加資格申請締切日以前に契約済みの業務)
2-8 道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については入札参加資格申請締切日以前に契約済みの業務)
2-9 耕作放棄地等の解消 2-10 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による。	

3-1 若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
3-2 技能者の登録	・建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 ・技術評価様式の記載内容による。 ・下請は対象外。 ・ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価
3-3 新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	【技術評価様式28】による申請時点

※個別事項1

優良工事の評価要件を満たす対象工事

＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。

【1点加算対象】

下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1)入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2)入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合(下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。)

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- かつ、上記1)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をという。

※上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(*)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。ただし、令和5年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位:50単位/年の場合

		過去2年間 ※2(暫定の運用)	公告日	評価単位	評価
ケース①	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	60単位/年	加点する
ケース②	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	60単位/年	加点する
ケース③	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース③'	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース④	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	0単位/年	加点しない (本来の運用)
ケース④'	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	60単位/年	加点する (暫定の運用)
ケース⑤	← 証明期間:2年間 取得単位:120単位	← 証明書発行日	○	60単位/年	加点する
ケース⑥	← 証明期間:1年間3ヶ月 取得単位:80単位	← 証明書発行日	○	40単位/年	加点しない
ケース⑦	← 証明期間:1年間 取得単位:60単位	← 証明書発行日	○	60単位/年	加点する

・建設系CPDプログラム:構成団体のCPD制度概要

(五十音順)平成29年4月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(/年)	CPD証明書 有無	内容
1	(公社)空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期
2	(一財)建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	50	有	単位数・時期
4	(一社)交通工学研究会	50(200/4年)	有	単位数・時期
5	(公社)地盤工学会	50	有	単位数・時期
6	(一社)森林・自然環境技術者教育会	20	有	単位数・時期・明細
7	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	50	有	単位数・時期
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細
10	(一社)全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50(250/5年)	有	単位数・時期
12	(公社)土木学会	50(250/5年)	有	単位数・時期
13	(一社)日本環境アセスメント協会	50(250/5年)	有	単位数・時期
14	(公社)日本技術士会	50(150/3年)	有	単位数・時期
15	(公社)日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細
16	(公社)日本コンクリート工学会	推奨値なし	—	—
17	(公社)日本造園学会	50	有	単位数・時期
18	(公社)日本都市計画学会	50	有	単位数・時期
19	(公社)農業農村工学会	50	有	単位数・時期

・建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数
(公社)日本建築士会連合会	12認定時間/年
(一社)日本建築士事務所協会連合会	
(公社)日本建築家協会	
(一社)日本建設業連合会	
(一社)日本建築学会	
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体	
(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、	
(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、	
(公財)建築技術教育普及センター	
(一社)日本建築構造技術者協会	
(一財)建設業振興基金	
(公財)建築技術教育普及センター	

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社)日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社)山梨県管工事協会会員が(公社)日本建築士会連合会の単位認定の講習会を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞ 2013コリNZ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

別紙

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県 国機関	(企業局を含む) 国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	 日本下水道事業団
民間	 高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

評価項目		企業の技術力														企業の信頼性・社会性														合計	加算点の 満点					
		施 工 計 画					配 置 予 定 技 術 者 の 能 力				配 置 予 定 技 術 者 ヒ ア リ ン グ		企 業 の 施 工 実 績				地 域 精 通 度		地 域 貢 献 度				企 業 の 取 組				関係者の 満足度									
		工程管理	品質確保	施工上の 課題	安全管理	施工上の 配慮	資格	同種工事の 施工実績	優良技術者 数	工事成績	継続教育 (CPD)	専門技術力	理解度 取り組み姿勢	コミュニケーション 能力	同種工事の 施工実績	工事成績	優良工事 数	事故及び 不祥事の有無	ISO規格 取得状況	ICT施工技術 の活用	近隣工事 会社実績	近隣工事 技術者実績	本店所在地	災害協定	災害協定 (広域広域)	防犯対策 策定		維持管理 業務委託	除雪 業務委託			耕作放棄地 等解消	その他の 地域貢献	若手技術者の 育成	技術者の 登録	新規雇用の 実績
配 点	-	-	-	10	-	-	2	1	3	1	-	-	-	2	4	3	(減点)	1	1	1	3	1	2	2	-	-	1	-	-	-	2	2	1	-	42	25点

評価点の平均	21,000
--------	--------

学 識 経 験 者 の 意 見 聴 取		
氏 名	意見聴取	意見聴取日
	不 要	令和 年 月 日
	不 要	令和 年 月 日

※1:加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示
加算点＝(得点/最高得点)×25
※2:評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

企・電気課-23-0031 琴川第三発電所 配電線連系化工事(継続)

【工事名】

琴川第三発電所 配電線連系化工事(継続)

【工事場所】

山梨市牧丘町袖口地内

【工事概要】

当該発電所は自営の送電線を経由して発電した電気を電力会社に送電しているが、本工事において東京電力配電線に接続し、直接送電を行うようにするための工事である。

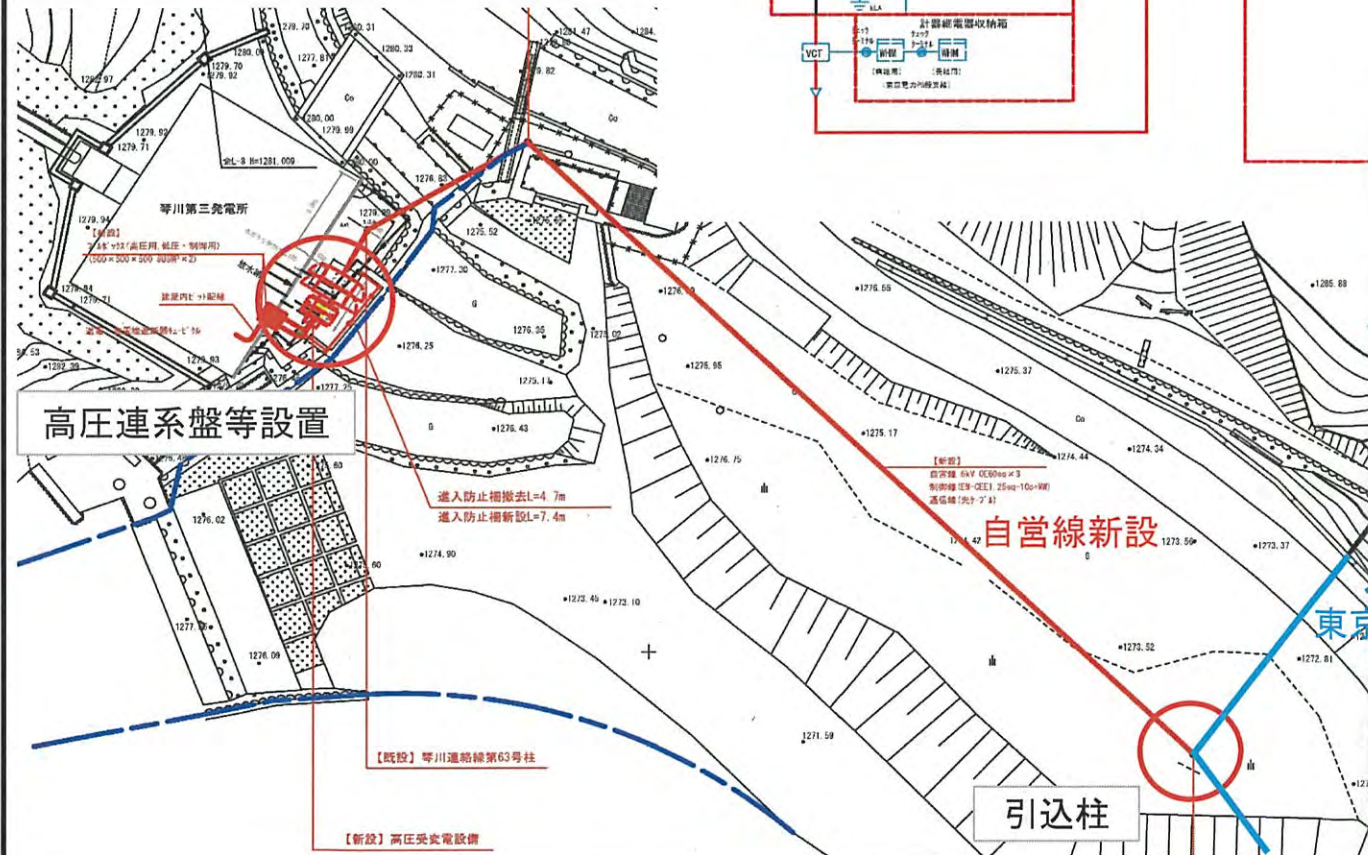
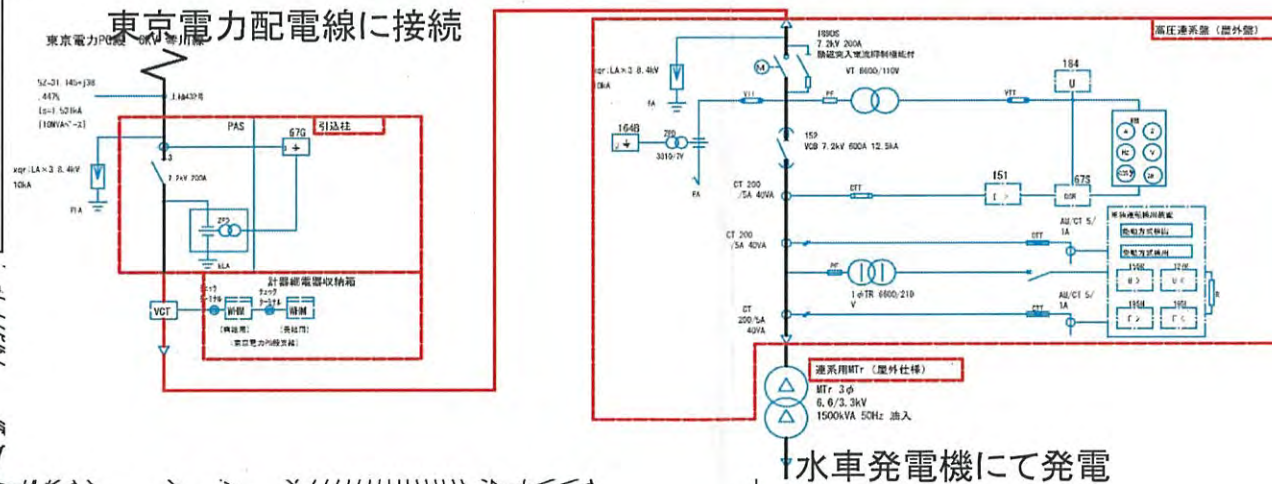
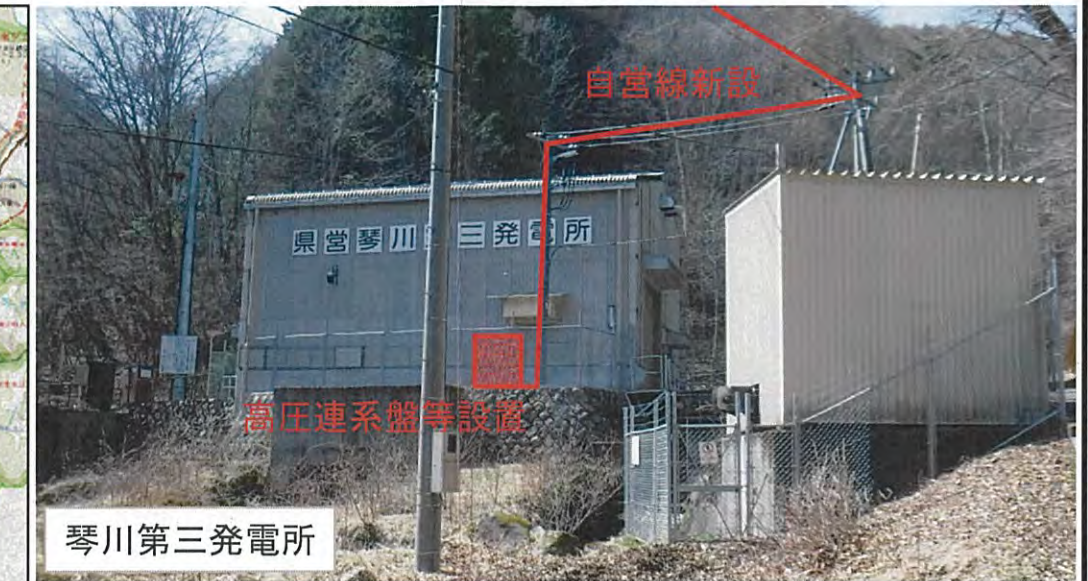
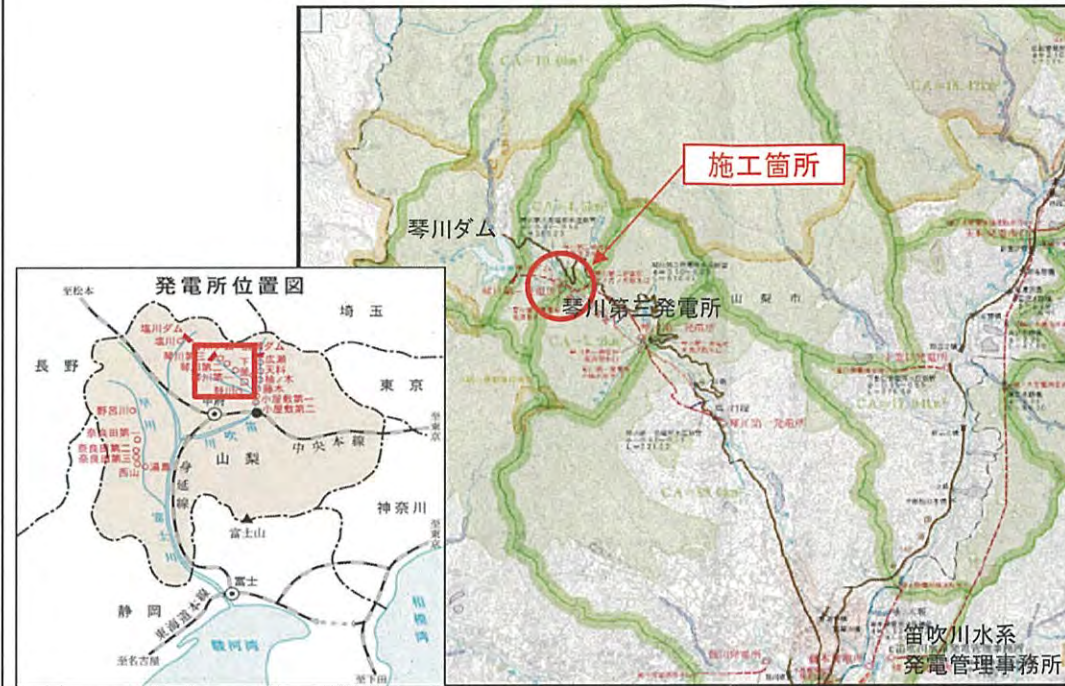
- ・東京電力配電線への連系に必要な盤等の設置
- ・東京電力配電線との接続に必要な機器を引込柱に設置
- ・電力量計等の計器類の設置に必要な機器の設置
- ・既設配線の撤去
- ・配線・配管の設置
- ・防護柵撤去及び設置
- ・当該工事で設置する機器を監視制御するために必要な既設制御盤の改造

【工期】

令和6年1月25日～令和7年3月14日

【予定価格】

C = 93, 819千円(税込)



抽 出 事 案 説 明 書

部局名 県土整備部

担当課（事務所）名 富士・東部建設事務所

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	国道139号道路改良工事（一部債務）（余フ）
契約番号	富東建設事-23-0419
工事概要	道路改良（本線部） 道路改良 L=90m W=5.5 (9.5) m 重力式擁壁工 V=149m³ 側溝工 L=72m アスファルト舗装工 A=654m² 道路改良（仮設道路部） 補強土壁工 A=25m² 橋梁下部工 N=2基 予定価格 98,010,000 円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・県内 ○競争入札参加資格・・・土木工事業 A又はB（特定建設業許可を要する） ○企業の施工実績・・・請負金額4千万円以上の道路工事。ただし、元請として請負い平成20年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格・・・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
入札参加資格設定の経緯及び理由	・ 予定価格が5,000万円以上1億円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式簡易型（簡易型）」での一般競争入札とした。 ・ 本店所在地は、予定価格が8,000万円以上であることから県内全域とし、参加資格を土木一式A又はB（特定建設業許可を要する）。 ・ 企業の施工実績は、予定価格の5割程度である請負金額4,000万円以上の道路工事とした。

	・ 予定価格が 8、000 万円以上であることから、配置予定技術者の資格を必要とした。
入札参加業者数	応札可能業者 190 者 参加業者 1 者、応札業者 1 者
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明（入札経過（結果）の添付）	応札業者は 1 者であり、入札参加資格の条件を満たした者である。 落札率 99.66%

一般競争入札参加業者「審査整理表」

№1

工事場所 山梨県大月市七保町瀬戸下瀬戸2工区

(標準タイプ)

工事名 国道139号道路改良工事(一部債務)(余フ)

予定価格:98,010,000円

資格有り 資格無し の別	業 者 名	所 在 地	総合評定値 又 は 総合数値	同 種 工 事 の 施 工 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験	左記以外の入札公告で 示した規定に対する判定
有	1 天野工業(株)	大月市	1,381	A	A	A

コンテンツ

情報公開TOP

様式配布・公告

様式配布

資格審査の公示

公共事業関連の情報

各種情報公開

指名停止公表

業者関連情報

建設業許可業者名簿

有資格者名簿

経営事項審査結果一覧

成績評定

入札関連情報

年間発注見通し

入札公告

入札経過・結果

質疑関連情報

質疑応答

回答検索

よくある質問

FAQ

リンク

山梨県公共事業

ポータルサイト

電子入札

入札参加資格申請

山梨県庁のページ

入札監視委員会

入札

契約番号(工事番号)

入札結果決定日時

工事名称

履行場所

履行期間

予定価格(税込み)

入札費比較価格(税抜き)

低入札調査基準価格(税抜き)

入札方式

入札結果

落札業者名

決定額(税込み)

選定理由等

富東建設事-23-0419

令和 6年 3月25日 9時37分

国道139号道路改良工事(一部債務)(余フ)

大月市 七保町瀬戸 下瀬戸2工区

令和 6年 3月29日-令和 7年 2月28日

98,010,000 円

89,100,000 円

80,797,302 円

総合評価一般競争入札

落札決定

天野工業(株)

落札された入札価格+消費税(契約後に契約内容で公表)

予定価格積算内訳(公算用設計書)(2023113070110658file101.lzh)

審査整理表「一般競争入札参加業者」(shinsa_23-0419.pdf)

評価調書(hyouka_23-0419.pdf)

No.	入札業者名	第1回入札	
1	天野工業(株)	88,800,000 円	落札

備考

<注意事項>

- 各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- 入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- 総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- 履行期間については予定期間であり、入札の状況により変更になる場合があります。
- 一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

契約内容へ

質問一覧へ

評価項目		企業の技術力														企業の信頼性・社会性														合計	加算点の 満点					
		施工計画					配置予定技術者の能力				配置予定技術者ヒアリング					企業の施工実績				企業の実績			地域精通度			地域貢献度						企業の取組				労働者の 処遇改善
		工程管理	品質確保	施工上の 課題	安全管理	施工上の 配慮	資格	関連工事の 施工実績	優良技術者 表彰	工事成績	継続教育 (CPD)	専門技術力	高度化 取り組み姿勢	コミュニケーション 能力	関連工事の 施工実績	工事成績	優良工事 表彰	事故及び 不祥事発生状況	ISO認証 取得状況	10人以上技術 者の雇用	近隣工事 会社3棟	近隣工事 技術者5棟	本店所在地	災害協定	災害協定 (広域1棟)	防災協定 協定	維持管理 業務委託	障害 業務委託	特作・特殊 等解体			その他の 地域貢献	若手技術者 の育成	技能者の 登録	新規雇用 の実績	
配点	-	-	-	-	10	-	2	1	3	1	-	-	-	2	4	3	(減点)	1	1	3	3	1	2	2	1	-	1	-	-	2	2	1	-	44	25点	

[illegible][illegible]

学 識 経 験 者 の 意 見 聴 取		
氏 名	意見聴取	意見聴取日
	不 要	令和 年 月 日
	不 要	令和 年 月 日

※1:加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

$$\text{加算点} = (\text{得点} / \text{最高得点}) \times 25$$

 ※2:評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

技術評価資料作成要領(簡易型)

対象工事は、総合評価落札方式により実施する工事のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上間違えないように作成すること。

1 企業の技術力について

(1) 施工計画

評価対象項目(提出様式)	評価基準	評価点
1 施工上の配慮に係わる項目 (技術評価様式5-1)	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	現場条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格
2-○○○に係わる項目 (技術評価様式5-2)	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5
	現場条件を踏まえ適切である	0
	未記入、または不適切である	欠格

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点
3 資格 (技術評価様式3)	1級土木施工管理技士等又は同等以上の資格を有する者 ※1	4
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
4 同種工事の施工実績 (技術評価様式3) ＜注1＞	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1
	その他	0
5 優良工事技術者表彰 (資料提出不要) ＜注1＞	表彰の実績 あり	1
	表彰の実績 なし	0
6 当該工種での工事成績評 定点の平均点 (資料提出不要) ＜注1＞	80点以上	3
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満又は、成績実績なし	0
7 継続教育(CPD)の取組状況 (技術評価様式13)＜注1＞	取組状況が優良	1
	取組なし又は取組状況が上記未満	0

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

※1 同等以上の資格とは、当該工事(業種)の監理技術者となることができる国家資格のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3]

- 1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度—近隣地域での施工実績」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。

- 3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- 4) <注1>に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)に記載すること。
- 5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書:指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付すること。
- 7) 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 8) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 9) 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 10) 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、入札参加資格を失格とするので、注意すること。
(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(2)-2 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点
8 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2
	その他	0
9 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4
	当該工種について適切に理解している	2
	その他	0
10 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2
	その他	0

*ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

*入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。

*入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。

—この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(3)-1 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点
8 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1>	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1
	その他	0
9 工事成績 当該工種での工事成績評 定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	80点以上(算出対象工事が複数件)	4
	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3
	77点以上80点未満	2
	72点以上77点未満	1
	72点未満(成績実績なし)	0
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2

10 優良工事表彰等 (資料提出不要) <注1>	特別表彰 あり	3
	表彰 あり (特別表彰との重複はしない)	2
	表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない) ※<注1>個別事項1	1
	上記以外	0
11 事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) <注1>	指名停止(3ヶ月以上)	-4
	指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2
	指名停止(1ヶ月未満)	-1
	なし	0
12 ISO認証取得状況 (技術評価様式9) <注1>	公告日時点においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。(「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

(3)-2企業の施工技術

評価項目	評価基準	評価点
13 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27) <注1>	活用 あり	1
	活用 なし	0

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

[技術評価様式27] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

2 企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点
1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)<注1>	実績あり	3
	実績なし	0
2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)<注1>	実績あり	1
	実績なし	0
3 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1
	その他	0
3 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1
	その他	0

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式4]※公告に添付された様式を使用すること。

技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点
4 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2
	協定の締結なし	0
4 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1> ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社)山梨県建設業協会)の締結あり	2
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0
5 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1
	協定の締結なし	0
6 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1
	協定の締結なし	0
7 土木施設等緊急維持修繕 業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
8 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1
	受託実績なし	0
9 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)<注1>	実績あり	1
	実績なし	0
10 その他の地域貢献<注1> (地域農業参入実績) (技術評価様式17) (廃棄物の自県内処分) (技術評価様式19) (CO2吸収認証制度実績) (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1
	提案なし または 実績なし	0

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の 注)を参照のこと。

(3)ー1 企業の取り組み

1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1
	上記以外	0
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2
	登録 なし	0
3 新規雇用の実績 (技術評価様式28) 12) <注1>	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績 あり	1
	実績 なし	0

- 1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。
国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。
国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。
- 2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。
また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。
- 3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。
- 5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。
- 6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。
- 7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。
また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。
(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)
- 8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。
- 9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。
従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。
- 10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)＋許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。
- 12) 「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。
 - ①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者(職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。)を3年(卒業月または修了月の翌月から3年)以内に採用していること。
 - ②①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。
 - ③当該対象者に係る採用日から入札参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。
 ※当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術職だけでなく、事務職も含む。

3 その他

- ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。
- イ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に表示された事項を十分に確認してから提出すること。
- ウ 技術評価資料については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料(会社名)とする」
その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。
- エ 入札時の提出書類(「公告文」>「公告個別事項」>「提出書類」>「1 参加申請時」に示すもの)についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者) 1-8 同種工事の施工実績 (企業)	橋梁下部工を含む請負金額9千万円以上の道路工事の施工実績 但し、元請けとして請負い平成20年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成20年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。 ※個別事項2を参照
1-5 優良工事技術者表彰 1-10 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰または優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-6 工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照
1-7 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項3を参照
1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照
1-11 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	公告日を含む過去1年間の期間

1-12 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	公告日時点
1-13 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1 近隣地域での施工実績(企業) 2-2 近隣地域での施工実績(配置予定技術者)	富士・東部建設事務所管内における道路工事の施工実績	平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日まで に完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-3 本店所在地 ※入札参加資格が「土木一式工事」以外の場合	記載例 (入札参加者が県内企業に限る場合の記載例) ・〇〇市内に本店を有する企業を「2点」 ・〇〇建設事務所管内(〇〇支所管内を含む)に本店を有する企業を「1点」評価する (入札参加者が県内企業に限らない場合の記載例) ・〇〇建設事務所管内(〇〇支所管内を含む)に本店を有する企業を「2点」 ・山梨県内に本店を有する企業を「1点」評価する	
2-3 本店所在地 ※入札参加資格が「土木一式工事」の場合	・大月市内に本店を有する企業を「2点」 ・富士・東部建設事務所管内(吉田支所管内を除く)に本店を有する企業を「1点」評価する	
2-4 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く。	入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-5 災害時の広域応援業務に関する協定の締結(広域応援)	災害時の広域応援業務に関する協定の有無 (県土整備部・林政部)	入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-6 家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結(防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の有無 (農政部のみ)	入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-7 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については入札参加資格申請締切日以前に契約済みの業務)
2-8 道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度(当該年度については入札参加資格申請締切日以前に契約済みの業務)
2-9 耕作放棄地等の解消 2-10 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による。	

3-1 若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
3-2 技能者の登録	・建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 ・技術評価様式の記載内容による。 ・下請は対象外。 ・ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。	入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価
3-3 新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	【技術評価様式28】による申請時点

※個別事項1

優良工事の評価要件を満たす対象工事

＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。

【1点加点対象】

下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合（下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。）

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE1）】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
かつ、上記1)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE2）】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。

※上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1（*）端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。ただし、令和5年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位:50単位/年の場合

	過去2年間 ※2 (仮定の適用)	過去1年間 ※1 (本来の適用)	公告日	評価単位	評価
ケース①	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		60単位/年	加点する
ケース②	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		60単位/年	加点する
ケース③	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		0単位/年	加点しない (本来の適用)
ケース④	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		60単位/年	加点する (暫定の適用)
ケース⑤	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		0単位/年	加点しない (本来の適用)
ケース⑥	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		60単位/年	加点する (暫定の適用)
ケース⑦	証明期間:2年間 取得単位:120単位	証明書発行日		60単位/年	加点する
ケース⑧	証明期間:1年間3ヶ月 取得単位:80単位	証明書発行日		40単位/年	加点しない
ケース⑨	証明期間:1年間 取得単位:60単位	証明書発行日		60単位/年	加点する

・建設系CPDプログラム:構成団体のCPD制度概要

(五十音順)平成29年4月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(/年)	CPD証明書	
			有無	内容
1	(公社)空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期
2	(一財)建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	50	有	単位数・時期
4	(一社)交通工学研究会	50(200/4年)	有	単位数・時期
5	(公社)地盤工学会	50	有	単位数・時期
6	(一社)森林・自然環境技術者教育会	20	有	単位数・時期・明細
7	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	50	有	単位数・時期
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細
10	(一社)全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50(250/5年)	有	単位数・時期
12	(公社)土木学会	50(250/5年)	有	単位数・時期
13	(一社)日本環境アセスメント協会	50(250/5年)	有	単位数・時期
14	(公社)日本技術士会	50(150/3年)	有	単位数・時期
15	(公社)日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細
16	(公社)日本コンクリート工学会	推奨値なし	—	—
17	(公社)日本造園学会	50	有	単位数・時期
18	(公社)日本都市計画学会	50	有	単位数・時期
19	(公社)農業農村工学会	50	有	単位数・時期

・建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数
(公社)日本建築士会連合会	12認定時間/年
(一社)日本建築士事務所協会連合会	
(公社)日本建築家協会	
(一社)日本建設業連合会	
(一社)日本建築学会	
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体	
(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、	
(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、	
(公財)建築技術教育普及センター	
(一社)日本建築構造技術者協会	
(一財)建設業振興基金	
(公財)建築技術教育普及センター	

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社)日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社)山梨県管工事協会会員が(公社)日本建築士会連合会の単位認定の講習会を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞

2013コリンズ工程、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

別紙

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県 国機関	(企業局を含む) 国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等 事業団	(山梨県道路公社等、地方公社を含む) 日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

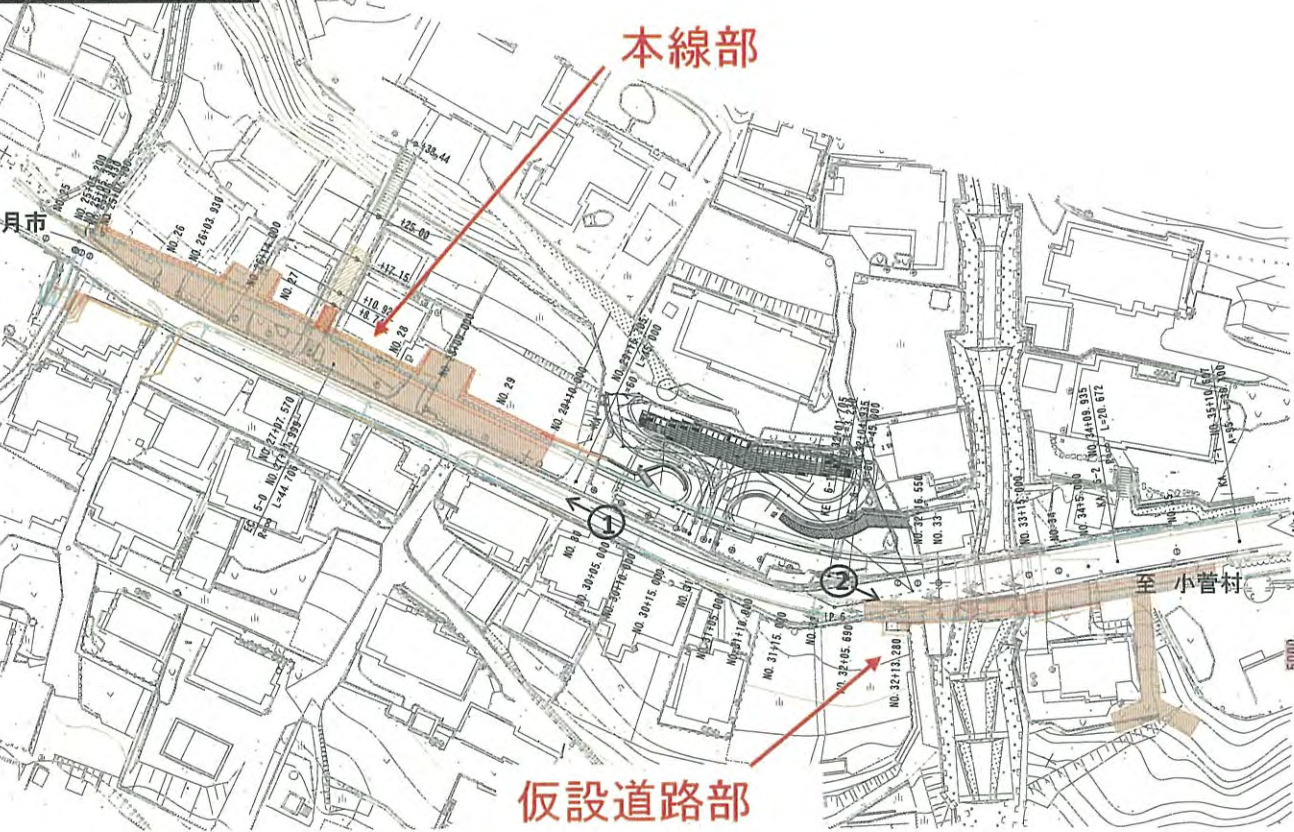
国道139号 道路工事（一部債務）

事業名	工事名	箇所名	工期	予定価格	概要
富東建設事 23-0419 緊急道路整備改築費	国道139号 道路工事 (一部債務) (余フ)	大月市七保町 瀬戸下瀬戸2 工区	R6. 3. 29~R7. 2. 28	98,010,000 (税込み)	道路改良(本線部) L=90m W=5.5(9.5)m 重力式擁壁V=149m ³ 側溝工L=72m アスファルト舗装工A=654m ² 道路改良(仮設道路部) 補強土壁工A=25m ² 橋台下部工N=2基

工程表		R6												R7	
工種	年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
本業務															

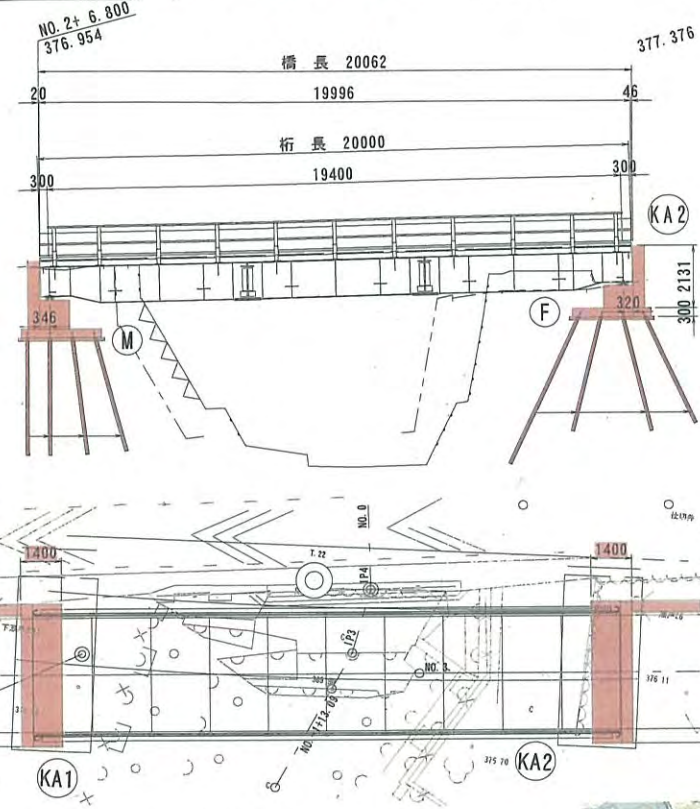
：工期

平面図

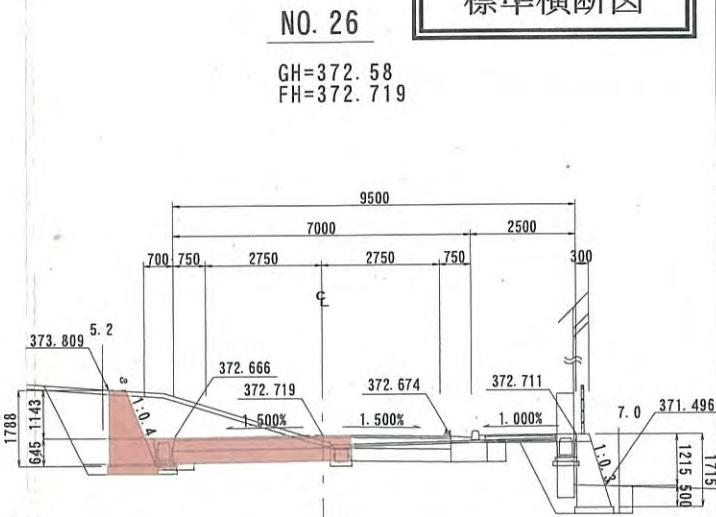


詳細図

側面図 S=1:150



標準横断面図



写真①



写真②



位置図

